


平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件
原告 秋山博 外18名
被告 群馬県知事 外1名

準備書面 (19)

平成20年 2月29日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中


被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義 聖 


被告群馬県知事指定代理人

角 田 修 一 

同

新 井 敏 


同

村 上 行 正 


同

奥 野 幸 二 

同

齊 藤 一 之 


同

五 鬼 田 伊 佐 央 

同

田 口 伸 也 

同

木 村 芳 雄 

同

荒井



同

後藤



同

桐生利一



同

桑子悦子



被告群馬県企業管理者指定代理人

小倉豊



同

武井公仁



同

内田



同

高橋



被告らは、従前の主張を次のとおり整理する（証拠は引用の準備書面記載のとおりである。）。

第1 原告らの主張の要旨

原告らの主張をまとめると、要旨は、以下のようである（被告らの準備書面（5）3～6頁、同（8）等）。

1 治水関係

国（国土交通省、旧建設省。以下「国土交通省」という。）が事業主体となって実施している八ッ場ダム建設事業に係る河川法60条1項の地方負担金については、群馬県では、土木部長（当時）等の専決権者が、同県知事の所管する一般会計から国庫に納付（公金の支出）しているが、これらは下記3の（1）、（3）、（4）記載の事由により違法な財務会計行為（公金の支出）であるところ、上記負担金の支出につき本来の権限を有する群馬県知事の職にあった小寺弘之（以下「小寺」という。）は、上記専決権者の違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義務があるのに違法にこれを怠って、群馬県にその支出額に相当する損害を被らせたものであるから、群馬県知事に対し、当該職員としての小寺に、その損害（平成15年9月10日から平成16年9月9日までの間に国庫に納付された地方負担金合計139万8000円）の賠償を請求するように求めるとともに（4号請求）、将来も同様の違法な負担金の支出（公金の支出）がなされることが確実に予測され、それにより群馬県に損害を生ずるおそれがあるから、本来の権限者である群馬県知事に対し、その差止めを求める（1号請求）。

2 利水関係

（1）ダム本体に関する負担金（特定多目的ダム建設工事費負担金）

ア 群馬県企業管理者に関する主張

国土交通省が事業主体となって実施している八ッ場ダム建設事業に係る特定多目的ダム法7条1項の特定多目的ダム建設工事費負担金については、群

馬県企業管理者自ら又は専決権者である事業部長等が、群馬県企業管理者の所管する特別会計（水道事業会計及び工業用水道事業会計）から国庫に納付（公金の支出）しているが、これらは、下記3の（2）、（3）、（4）記載の事由により違法な財務会計行為（公金の支出）であるところ、上記負担金の支出につき本来的権限を有する群馬県企業管理者の職にある関根宏一ら（平成15年9月10日から同年12月31日までの間においては野口尚士、平成16年1月1日からは関根宏一。以下「野口」、「関根」という。）は、自ら違法な財務会計行為を避止する義務及び事業部長等の専決権者の違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義務があるのに違法にこれを怠って、群馬県にその支出額に相当する損害を被らせたものであるから、群馬県知事に対し、当該職員としての野口及び関根に、その損害（平成15年9月10日から平成16年9月9日までの間に支出された特定多目的ダム建設工事費負担金合計8億6216万1000円<水道事業会計7億8517万6000円、工業用水道事業会計7698万5000円>に相当する損害。ただし、野口については平成15年9月10日から同年12月31日まで、関根については平成16年1月1日から同年9月9日までの各支出に対応する損害）の賠償を請求するように求めるとともに（4号請求）、将来も同様の違法な負担金の支出（公金の支出）がなされることが確実に予測され、それにより群馬県に損害を生ずるおそれがあるから、本来的権限者である群馬県企業管理者に対し、その差止めを求める（1号請求）。

イ 群馬県知事に関する主張

国土交通省が事業主体となって実施している八ッ場ダム建設事業に係る特定多目的ダム法7条1項の特定多目的ダム建設工事費負担金については、群馬県企業管理者の所管する特別会計（水道事業会計及び工業用水道事業会計）から国庫に納付（公金の支出）されており、同負担金のうち水道事業会計からの負担金に関しては、群馬県知事の所管する一般会計から同会計に八ッ場ダム建設事業に関する出資金として繰出し（公金の支出）がなされているが、

群馬県企業管理者の所管する水道事業会計からの国庫への納付は、上記アに述べたと同様の事由により違法な財務会計行為であり、したがって、同知事の専決権者である保健福祉部衛生食品課長（当時）による一般会計からの繰出しも、同様に違法な財務会計行為（公金の支出）であるところ、上記繰出金の支出につき本来的権限を有する群馬県知事の職にあった小寺は、上記専決権者の違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義務があるのに違法にこれを怠って、群馬県にその支出額に相当する損害を被らせたものであるから、群馬県知事に対し、当該職員としての小寺に、その損害（平成15年9月10日から平成16年9月9日までの間に水道事業会計への繰出金合計2億6800万円）の賠償を請求するように求めるとともに（4号請求）、将来も同様の違法な繰出金の支出（公金の支出）がなされることが確実に予測され、それにより群馬県に損害を生ずるおそれがあるから、本来的権限者である群馬県知事に対し、その差止めを求める（1号請求）。

なお、一般会計から水道事業会計への繰出しは、ダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事費負担金）に対応するものであって、後述する水特法負担金や基金負担金とは関係がない。

(2) 水特法負担金（水源地域対策特別措置法に基づく負担金）及び基金負担金（財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担金）

国土交通省が事業主体となって実施している八ッ場ダム建設事業については、群馬県企業管理者自ら又は専決権者である事業部長等が、群馬県企業管理者の所管する特別会計（水道事業会計及び工業用水道事業会計）から、上記（1）アの特定多目的ダム建設工事費負担金の国庫への納付のほか、水特法負担金の群馬県への支払い及び基金負担金の財団法人利根川・荒川水源地域対策基金（以下「利根川荒川基金」という。）への支払い（公金の支出）をしているが、これらは、下記3の（2）、（3）及び（4）の理由により違法な財務会計行為（公金の支出）であるところ、これら支出につき本来的権限を有する群馬県企業管理者の職にある野口及び関根は、自ら違法な財務会

計行為を避止する義務及び事業部長等の専決権者の違法な財務会計行為を阻止すべき指揮監督上の義務があるのに違法にこれを怠って、群馬県にその支出額に相当する損害を被らせたものであるから、群馬県企業管理者に対し、当該職員としての野口及び関根に、その損害（平成15年9月10日から平成16年9月9日までの間に支出された水特法負担金合計1億26万7200円<水道事業会計9135万4560円、工業用水道事業会計891万2640円>及び基金負担金合計1389万305円<水道事業会計1265万5611円、工業用水道事業会計123万4694円>）の賠償を請求するように求めるとともに（4号請求）、将来も同様の違法な負担金の支出（公金の支出）がなされることが確実に予測され、それにより群馬県に損害を生ずるおそれがあるから、本来的権限者である群馬県企業管理者に対し、その差止めを求める（1号請求）。

3 違法事由

- (1) ハッ場ダムは、利根川の治水上必要性がなく、群馬県にとって治水上の利益もない（後記第4・2（1））
- (2) ハッ場ダムは、群馬県にとって利水上の必要性がない（後記第4・2（2））
- (3) ハッ場ダムには固有の欠陥があり、ダムサイトの地盤は脆弱で、地すべりの危険性もあり、ダムの地盤として不適切である（後記第4・2（3））
- (4) ハッ場ダムは、環境を破壊する（後記第4・2（4））

第2 ハッ場ダムの概要等

ハッ場ダム建設事業の概要、同事業の目的、法令上の位置付け等は、被告らの準備書面（1）等で述べたが、敷衍すると以下のとおりである。

- 1 国土交通省が実施するハッ場ダム建設事業は、国土交通大臣（旧建設大臣。以下「国土交通大臣」という。）の特定多目的ダム法に基づく「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」（同法4条）を根拠としている。
 - (1) ハッ場ダムの建設に関する基本計画は、昭和61年7月に作成され、平成

13年9月の第1回変更、平成16年9月の第2回変更を経て現在に至っているが、現時点でのその主な内容は、利根川の洪水被害の軽減（治水：洪水調節）、吾妻川の河川水量の増加（治水：流水の正常な機能の維持）並びに群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、藤岡市（群馬県）、北千葉広域水道企業団（千葉県）及び印旛郡市広域市町村圏事務組合（千葉県）における新規都市用水の確保（利水：水道用水及び工業用水）を図るものであり、建設に要する費用の概算額を約4600億円とし、平成22年度の完成を予定している多目的ダム建設事業の計画である。

- (2) 国土交通大臣が基本計画の作成、変更等をしようとするときは、関係行政機関の長に協議するとともに、関係都道府県知事及びダム使用権の設定予定者の意見をきかなければならず、この場合、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは当該都道府県の議決を経なければならないとされているが（特定多目的ダム法4条）、国土交通大臣は、上記の基本計画の作成時と変更時に、それぞれ関係都県知事に対し意見照会をしており、関係都県知事としての群馬県知事はいずれも、群馬県議会の議決を経て、異議のない旨の意見を述べ（ただし、平成16年の変更時には、条件を付して同意する旨の意見を述べている。）、また、ダム使用権の設定予定者としての群馬県知事に対する意見照会に対しては、同知事は、異議のない旨の意見を述べており（ただし、平成16年の変更時には、条件を付して同意する旨の意見を述べている。）、他の関係都県知事及びダム使用権の設定予定者においても同様である。

群馬県は、昭和60年11月に八ッ場ダムの使用権の設定の申請をし（同法15条）、昭和61年7月に作成された八ッ場ダムの建設に関する基本計画において、水道用水1日最大取水量26万900立方メートル（3.02立方メートル/秒）、工業用水1日最大取水量3万200立方メートルをもって参画することとしている。その後、上水道事業においては、近年の水需要の減少に伴い、平成15年11月に八ッ場ダムの使用権の変更を申請し、平成16年9月に八ッ場ダム建設に関する基本計画の第2回変更が行われた。

ことから、水道用水の参画水量が1日最大取水量26万9000立方メートルから1日最大取水量17万2800立方メートル（2.00立方メートル/秒）に変更された。

(3) なお、以上については、被告らの準備書面(1)6・7頁、13～15頁、同(3)7～9頁、同(17)6～9頁、同(18)5・6頁のとおりである。

2 上述した「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」の治水（利根川下流の洪水被害の軽減及び流水の正常な機能の維持）については、国土交通大臣が河川審議会の意見を聴いて定める改正前河川法（平成9年法律第69号改正前の河川法をいう。）の「利根川水系工事实施基本計画」（改正前河川法16条）に基づいている（なお、特定多目的ダム法は河川法の特例を定めたものである。特定多目的ダム法1条）。

(1) 「利根川水系工事实施基本計画」は昭和40年4月に定められ、平成7年3月の計画まで8回の改定がなされているが、昭和55年12月の改定時に治水計画の見直し等が行われ、基準地点八斗島における基本高水のピーク流量を2万2000立方メートル/秒とし、うち上流のダム等の洪水調節施設により6000立方メートル/秒を調節し、河道への配分流量を1万6000立方メートル/秒とした。そして、ハッ場ダムの建設は平成4年4月の改定時に同計画に位置付けられている。

(2) 河川法16条、16条の2では、河川管理者は河川整備基本方針及び河川整備計画を定めることとされ、また、平成9年法律第69号附則2条において、河川整備基本方針及び河川整備計画が定められるまでは改正前河川法16条1項に基づき定められている工事实施基本計画の一部を改正後の河川整備基本方針及び河川整備計画とみなすこととされている。

平成18年2月に国土交通大臣が社会資本整備審議会の意見を聴いて策定した「利根川水系河川整備基本方針」においては、八斗島基準点における基本高水のピーク流量を2万2000立方メートル/秒とし、河道の流下能力

の増大により、河道流下量を500立方メートル/秒増やして1万6500立方メートル/秒とし、上流ダム等による調節量を5500立方メートル/秒とした。なお、利根川水系の河川整備計画は現在国土交通省で策定中であるが、本件の八ッ場ダム建設事業は同整備計画に位置付けられる予定である。

現行の利根川水系工事实施基本計画においては、利根川上流部（八斗島上流部）に、既設の矢木沢ダム等のほかに本件の八ッ場ダム等を建設して下流の洪水調節等を図ること等としているが、八ッ場ダムは、吾妻川の当該ダムの建設される地点における最大流入量3900立方メートル/秒のうち2400立方メートル/秒の洪水調節を行い、吾妻川下流の洪水量等の低減を図るとともに、利根川下流の洪水被害を軽減させるものである。

- (3) 以上については、被告らの準備書面（1）3・4頁、8・9頁、同（9）4・5頁、同（15）5～12頁、同（16）3・4頁のとおりである。
- 3 利根川水系全体の水資源開発は、国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）の決定した「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（フルプラン）により計画的に行われている。
- (1) 八ッ場ダム建設事業は、昭和51年4月の利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画に位置付けられて以降、昭和63年2月の同基本計画（第4次フルプラン）においても同じであって、これは平成13年9月、平成14年12月の改定を経て現在に至っている（14年12月の改定は八ッ場ダム建設事業とは関係がない。）。なお、この基本計画に位置付けられても、当該の事業を着手するか中止するか等は個別具体的に決定されるものである。
- (2) 国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）は、水資源開発水系の指定（水資源開発促進法1条、3条）をしたときは、関係行政機関の長に協議し、関係都道府県知事及び国土審議会の意見をきいて、閣議決定を経て、水資源開発基本計画を策定し、公示しなければならないとされているが（同法4条）、上記した昭和51年4月、昭和63年2月の基本計画策定

時の内閣総理大臣からの群馬県知事に対する意見聴取に対し、また、平成13年9月、平成14年12月の基本計画の改定時の国土交通大臣の群馬県知事に対する意見聴取に対し、群馬県知事は、異議のない旨の回答をし、他の関係都県知事においても同様である。

利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画において、八ッ場ダム建設事業は、新規利水容量を約9000万立方メートル（有効貯水容量約9000万立方メートル）とし、予定工期を昭和42年度から平成22年度までとしている。

(3) 以上については、被告らの準備書面(1)4～6頁、同(10)6・7頁、同(18)3・4頁のとおりである。

第3 群馬県の八ッ場ダム建設に係る負担金等の支出の根拠等

1 治水関係

(1) 八ッ場ダムによる利根川下流の洪水調節により受益する関係都県の治水に関する費用（地方負担金）は、河川法59条、60条1項、63条1項、特定多目的ダム法8条、7条により、国並びに群馬県、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担割合と負担額が定まる。なお、八ッ場ダム建設に要する費用の概算額は、昭和61年7月に作成された「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」では約2110億円、平成16年9月の第2回改定の基本計画では約4600億円である。また、八ッ場ダム建設に要する費用のうち、ダム使用权の設定予定者が負担する負担金（特定多目的ダム工事負担金）の負担割合等は後述するとおりである。

群馬県の治水に関する負担割合は、河川法60条1項に基づく群馬県の負担割合から、同法63条1項に基づき、国土交通大臣が定めた埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担割合（乙46号証）を差し引いた9.92%であったが、その後、埼玉県、東京都、千葉県、栃木県及び茨城県の負担割合が変更されたため（乙47号証）、13.39%となった。

群馬県の治水に関する負担割合は、河川法60条1項に基づくが、八ッ場ダムによる利根川下流の洪水調節により受益する関係都県の治水に関する費用（地方負担金）の負担については、国土交通大臣の河川法63条2項に基づく意見照会に対し、関係都県知事から異義のない旨の回答がなされている。

- (2) 治水に関する費用を負担する都県は、国土交通大臣の納付の通知に基づき国庫に納付しなければならず（河川法64条1項、同法施行令38条1項）、その徴収は歳入徴収官（国土交通省官房会計課長）の発する納入告知書によってなされる（会計法5条、6条、予算決算及び会計令29条）。群馬県等関係都県がこの負担金を国庫に納付しないときは、河川法74条により国税滞納処分の例により強制的に徴収される。

国土交通大臣の上記納付通知が不存在又は違法無効でない限り、納付の義務は免れない。

- (3) 以上については、被告らの準備書面（3）4～6頁、15・16頁及び同（7）8～10頁において述べたとおりであり、また、群馬県知事の所管する一般会計からの治水に係る負担金の国庫への納付の具体的内容は、被告らの準備書面（3）19～21頁のとおりであり、これら支出（支出負担行為、支出命令）の専決権者については、同準備書面（3）21～23頁のとおりである。

2 利水関係

(1) ダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）

ア ダム使用权の設定予定者が負担するダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）については、特定多目的ダム法7条、同法施行令1条の2、2条により設定予定者の負担割合と負担額が定まる。なお、八ッ場ダムの建設に要する費用の概算額と洪水調節（治水）により受益する関係都県の負担割合は上述したとおりである。

前述したように、国土交通大臣は、八ッ場ダムの建設に関する基本計画の作成時（昭和61年）と変更時（平成13年及び平成16年）に、関係都県

知事に意見照会するとともに、ダム使用权の設定予定者に意見照会しているが、ダム使用权の設定予定者としての群馬県知事は、異議のない旨の意見を述べ（ただし、平成16年の変更時には、群馬県知事は、条件を付して同意する旨の意見を述べている。）、昭和61年に作成された八ッ場ダムの建設に関する基本計画において、水道用水1日最大取水量26万900立方メートル、工業用水1日最大取水量3万200立方メートルをもって参画するとともに、群馬県の負担する負担割合等に同意し、また、平成16年の基本計画の変更時においても水道用水1日最大取水量を17万2800立方メートルに変更するとともに、負担割合に同意している（被告ら準備書面（3）7～9頁）。なお、平成13年の変更は工期の変更であり、平成16年の変更は、工事に要する概算額を約2110億円から約4600億円に変更し（同（1）7頁）、また、吾妻川の河川環境の改善を図る必要性から、建設の目的に流水の正常な機能の維持が追加されたものである（同（1）7・8頁）。

イ ダム使用权の設定予定者の負担するダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）は、国土交通大臣の納付の通知に基づき国庫に納付しなければならない（特定多目的ダム法27条、同法施行令11条の3）、その徴収は歳入徴収官（国土交通大臣官房会計課長）の発する納入通知書によってなされる（会計法5条、6条、予算決算及び会計令29条）。群馬県等ダム使用权の設定予定者がこの負担金を国庫に納付しないときは、特定多目的ダム法36条により国税滞納処分の例により強制的に徴収される。

国土交通大臣の上記納付の通知が不存在又は違法無効でない限り、納付の義務は免れない。

ウ 以上については、被告らの準備書面（1）6～8頁、12～16頁、同（3）7～9頁、16・17頁、同（17）6～9頁、同（18）5・6頁に述べたとおりであり、また、群馬県企業管理者の所管する特別会計（水道事業会計及び工業用水道事業会計）からの利水に関するダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）の国庫への納付の具体的内容は、被告らの準

備書面（３）２６～３２頁のとおりであり、これら支出（支出負担行為、支出命令）の専決権者については、同準備書面３９・４０頁のとおりである。

エ なお、利水に関するダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）のうち前述の水道事業会計からの負担金については、群馬県知事の所管する一般会計から群馬県企業管理者の所管する水道事業会計への繰出しがなされているが、その具体的内容や専決権者等については、被告らの準備書面（３）２３～２５頁、同（５）１６頁、同（８）８～９頁、１６頁のとおりである。

（２）水特法負担金（水源地域対策特別措置法に基づく負担金）

ア ハッ場ダムは、昭和６１年３月、内閣総理大臣（平成１３年１月６日以降は国土交通大臣の権限）から、水源地域対策特別措置法の指定ダムに指定され（同法２条、水源地域対策特別措置法第二条第二項のダム、同条第三項の湖沼水位調節施設及び第九条第一項の指定ダムを指定する政令の一部を改正する政令（昭和６１年政令第２８号））、また、平成７年９月、群馬県吾妻郡長野原町の川原畑等５地区が水源地域に指定され（同法３条）、同年１２月、水源地域整備計画が決定され公示されている（同法４条）。

水源地域整備計画に基づく事業（同法５条）は、土地改良事業、治山事業、治水事業、道路の整備に関する事業、簡易水道の整備に関する事業、義務教育施設の整備に関する事業、公営住宅の建設の事業等を内容とし、総事業費は約９９７億円である。

イ 上記整備事業を実施等する群馬県は、ハッ場ダム開発水を都市用水に利用する茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び群馬県と協議して、平成８年２月、「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書」（同法１２条。以下「水特協定書」という。）を締結して、経費のうち下流受益者の負担額及び負担割合を定めるとともに、整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関し、「利根川水系吾妻川ハッ場ダムに係る水源地域整備事業の実施及び負担金の取扱い等に関する覚書」（以下「覚

書」という。)を締結している。

そして、水特協定書及び覚書に基づき、群馬県は、関係都県との協議により、各年度の整備事業の事業計画及び事業実施計画を決定し、関係都県に対し整備事業の年度負担金の請求をし、関係都県はその請求により支出をしている。群馬県においては、水特協定書及び覚書を受け、群馬県知事と群馬県内の利水者である群馬県企業管理者が「利根川水系吾妻川八ッ場ダムに係る水源地域整備事業に要する下流受益者負担に関する協定書等に伴う覚書」(以下「個別覚書」という。乙38号証)を締結し、群馬県企業管理者(専決権者を含む。)がその所管する特別会計(水道事業会計及び工業用水道事業会計)からこの水特法負担金を支出している。

本件において原告らは水特法負担金固有の瑕疵を主張するものではなく、八ッ場ダム建設それ自体を争うものであるところ、水特法負担金は、水源地域特別措置法に基づき協定を締結し水源地域対策をするものであるから、内閣総理大臣の指定ダムの指定、水源地域指定、水源地域整備計画の決定が著しく不合理であり、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がない限り、これらを原因とする群馬県の水特法負担金に係る財務会計行為、すなわち水特法協定書、覚書及び個別覚書の締結(これは財務会計行為としての「契約の締結」に当たる。)並びにこれらに基づく群馬県企業管理者(専決権者を含む。)の水特法負担金の支払い(これはいうまでもなく「公金の支出」に当たる。)が違法となることはない。

ウ 以上については、被告らの準備書面(3)9~13頁、17・18頁に述べ、また、群馬県企業管理者の所管する特別会計(水道事業会計及び工業用水道事業会計)からの水特法負担金の群馬県への具体的支出の内容は、同準備書面32~35頁のとおりであり、また、この支出(支出負担行為、支出命令)の専決権者については、同準備書面39・40頁のとおりである。

(3) 基金負担金(財団法人利根川・荒川水源地域対策基金に関する負担金)

ア 水源地域対策基金は、ダム等の建設に伴う水源地域への影響を可能な限り

緩和するため、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域対策を補完するきめ細かな対策の推進を目的として、国土交通大臣（平成13年1月5日以前は内閣総理大臣）の許可を受けて設立される財団法人であるが、利根川荒川基金は、昭和51年12月内閣総理大臣の許可を受けて設立された水源地域対策基金である。

ハツ場ダム建設に伴い利根川荒川基金が実施する事業の全体計画は協議中であるが、「財団法人利根川・荒川水源地域対策基金業務方法書」に基づきダム等ごとに業務細則が定められ、ハツ場ダムについては「利根川水系ハツ場ダム業務細則」が定められて、昭和63年度から、生活相談員設置に対する助成、移転用地等先行取得資金の利子補給に対する助成、職業転換に対する助成、幼稚園、産業振興センター等の整備や新温泉源開発等の水没関係地域振興に対する助成、調査費の助成等の事業を実施している。

イ 上記基金事業の関係都県の負担については、平成2年8月、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都及び利根川荒川基金の間で、「利根川水系ハツ場ダム建設事業に伴う財団法人利根川・荒川水源地域対策基金の事業に要する経費の負担についての協定書」（以下「基金協定書」という。）が締結され、毎年度、利根川荒川基金は、基金事業の規模、内容等について、関係都県と「細目協定書」を締結し、事業を実施している。

そして、基金協定書及び細目協定書に基づき、関係都県は、基金負担金を利根川荒川基金の請求により支払い、利根川荒川基金は、事業が完了したときに関係都県に実績報告を行い、負担金の精算をしている。群馬県においては、群馬県知事と群馬県企業管理者が協定書（以下「企業局協定書」という。）を締結し、企業局協定書に基づき、群馬県企業管理者に請求し、群馬県企業管理者の所管する特別会計（水道事業会計及び工業用水道事業会計）から納付された負担金を、そのまま、利根川荒川基金に納付している。

なお、群馬県においては、基金負担金を群馬県の一般会計で収納し、支出しているが、これは会計処理上の形式的なものであり、一般会計での実質的

な負担はない。

本件においては、原告らは基金負担金固有の瑕疵を主張するものではなく、ハッ場ダム建設それ自体を争うものであるところ、基金負担金は、水源地域対策特別措置法に基づく水源地域対策を補完するものであるから、上述したように、その原因となる内閣総理大臣の指定ダムの指定、水源地域指定、水源地域整備計画の決定が著しく不合理であり、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がない限り、これらを原因とする群馬県の基金負担金に係る財務会計行為、すなわち基金協定書、細目協定書及び企業局協定書の締結（「契約の締結」）並びにこれらに基づく請求による群馬県企業管理者（専決権者を含む。）の基金負担金の支払い（「公金の支出」）が違法となることはない。

ウ 以上については、被告らの準備書面（3）13～15頁、18・19頁に述べ、また、群馬県企業管理者の所管する特別会計（水道事業会計及び工業用水道事業会計）からの基金負担金の利根川荒川基金への具体的支出の内容は、同準備書面35～38頁のとおりであり、また、この支出（支出負担行為、支出命令）の専決権者については同準備書面39・40頁のとおりである。

第4 原告らの主張する違法事由

1 本件での判断枠組み

- (1) 治水に関する負担金（地方負担金）と利水に関するダム本体についての負担金（特定多目的ダム工事負担金）の支出については、前述したように、国土交通大臣の納付の通知等に基づいて群馬県は国庫に納付しなければならないため、納付の通知等が不存在又は重大かつ明白な瑕疵があって無効でない限り、前者の群馬県知事の所管する一般会計からの国庫への納付や後者の群馬県企業管理者の所管する特別会計（水道事業会計及び工業用水道事業会計）からの国庫への納付（群馬県知事の所管する一般会計からの水道事業会計へ

の繰出しを含む。)が違法になるということはない。なお、同様なアプローチをとったものとして、千葉地方裁判所平成16年(行ウ)第20号平成18年2月7日判決(乙196号証)がある。

そして、八ッ場ダム建設事業の実施そのものが違法で許されないと主張する本件においては、原告ら主張の4つの事由により、納付の通知等の前提となる国土交通大臣の「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」(関係行政機関の長、関係都県知事及びその議会、ダム使用权の設定予定者の意見等を含む。)や「利根川水系工事实施基本計画」・「利根川水系河川整備基本方針」(河川審議会、社会資本整備審議会の意見等を含む。)等には重大かつ明白な瑕疵があり、そのため、国土交通大臣の納付の通知等もまた違法無効だということなのであろう。

なお、原告らは、この関係でも「予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵」という基準(最高裁平成4年12月15日第三小法廷判決・民集46巻9号2753頁)によるべきだと主張しているが、被告らの準備書面(7)6・7頁、10・11頁に述べたとおり、誤りであり、おそらく国土交通大臣の公定力のある納付の通知等の内容が公金の支出(国庫への納付)であるため、財務会計法規上の義務と混同しているものと思われる。

(2) これに対し、水特法負担金と基金負担金の支払い(公金の支出)は、その支払いに関する協定書等の締結(契約の締結)を含め、それらの原因行為は内閣総理大臣の指定ダムの指定、水源地域指定、水源地域整備計画の決定であるため、それらが著しく不合理で予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵がない限り、その支出が違法の評価は受けるものではない。ほぼ同様のアプローチをとった先例として、東京高裁平成14年(行コ)第181号平成15年1月29日判決(乙236号証)がある。

そして、本件においては、原告らの主張の4つの事由により、水特法負担金等の支払い等の原因行為である内閣総理大臣の指定ダムの指定等は著しく不合理で、予算執行の適正確保の見地から看過し得ない瑕疵があり、それに

もかかわらずその支払い等に及んだのは違法だというのであろう。

- (3) しかし、原告らの挙げる八ッ場ダム建設事業の4つの違法事由なるものは、2において後述するが、住民の生命、身体、財産にとって非安全側に立って利根川の洪水防御の計画規模（基本高水のピーク流量）を設定すれば、八ッ場ダムを建設する必要がないとか（治水）、群馬県全体の水道事業者等の水源と将来水需要予測を机上で差引き計算をして、水余りだから八ッ場ダムを建設する必要はないとか（利水）、国土交通省の調査過程で判明した技術的に十分対応可能な事柄を取り上げて、欠陥ダムだとかダム地盤として不適だといったり（欠陥ダム、ダムサイト、地すべり）、群馬県の財務事項と関係がなく、不法行為の成否や財産上の損害とも全く関係のない主張をしたり（環境）、およそ違法事由の主張としては無意味な主張であり、善解しても政策論争を出るものではないのであって、上記のような基準の俎上に乗るようなものではない。

また、本件においては原告らは、八ッ場ダム建設の「必要性」の有無を争点としているが、およそ公共事業の必要性のいかんは、選挙により選出された代表者の判断に委ねられるものであり、住民の一部が必要ないと考えれば法律違反だなどというのは異様な主張である（職員はプレハブで執務できるからそれを超えるような庁舎の建設は違法だ、交通量予測を超えるような幅員の道路を建設することは違法だ、というような主張と同列の主張である。）。

長期にわたって実施されている利根川の治水問題、都県民のライフラインに関わる利水問題、その他公共事業のあり方等は、間接民主制のもとにおいては、選挙により選出された代表者により決定されるべきものであるが（某県知事（その後落選）の脱ダム宣言や昨年7月投票の群馬県知事選に立候補した候補者（落選）のマニフェスト（八ッ場ダムに関する「止まらぬムダづかい」等）からも自明のことであろう。）、本件は、このようなすぐれて政策に関わる問題について、地方自治法の予定する事務監査請求（75条）によることなく（これには選挙権者50分の1以上の連署が必要である。）、わず

か群馬県住民19名が、上記のような政策問題を主張し、これに地方財政法違反等の主張自体失当の法律論を無理矢理こじつけて提起しているものであり、しかも、住民訴訟の予定しない国の事業を対象としているものであって、本件は住民訴訟制度の濫用しかも極端な濫用例と評し得るものである。

2 原告らの主張する違法事由と被告らの主張

(1) ハッ場ダムは利根川の治水上必要がなく、群馬県にとって治水上の利益もない

ア 原告らが、ハッ場ダムは利根川の治水上必要性がなく、群馬県にとって治水上の利益もないとして挙げる根拠は、次の3点に要約できる（この点の原告らの主張は、訴状17～19頁、原告らの準備書面(4)、同(6)、同(11)のとおりであり、被告らのこれに対する反論は被告らの準備書面(1)8・9頁、11・12頁、同(2)17～20頁、同(9)、同(15)、同(16)のとおりである。).

① 利根川の治水の基準となる八斗島地点の基本高水のピーク流量は、昭和55年の利根川水系工事実施基本計画（改正前河川法16条1項）により、2万2000立方メートル/秒（上流ダム等による洪水調節量6000立方メートル/秒、河道への配分流量1万6000立方メートル/秒）とされ、平成18年の利根川水系河川整備基本方針（河川法16条1項）においても、2万2000立方メートル/秒（上流ダム等による洪水調節量5500立方メートル/秒、河道への配分流量1万6500立方メートル/秒）とされているが、科学的根拠が乏しく、カスリーン台風程度の台風が到来しても最大洪水流量は1万6000立方メートル/秒を下回ると考えられ、これらは矢木沢ダム等の既設6ダムや河道整備で対処し得るから、新たにハッ場ダムを建設する必要はない。

② 基本高水のピーク流量の根拠となっているカスリーン台風が仮に再来し、同様の降雨が利根川流域にあったとしても、ハッ場ダムによる洪水の低減効

果はゼロであり、利根川の中、下流が同ダムによる治水上の利益を受けることはないから、八ッ場ダムを建設する必要はない。

- ③ 八ッ場ダムが計画されている吾妻渓谷は、兩岸が接近する狭窄部であって洪水調節機能を有しており、また、森林には保水力もあるから、八ッ場ダムを建設する必要はない。

イ これらに対する被告らの主張の要旨は、以下のとおりである。

①について

基本高水のピーク流量とは、各河川で洪水防御の目標とする計画規模としての最大流量をいうが（被告らの準備書面（9）7頁、同（15）5・6頁）、洪水防御の目標の規模の最大流量をどのように設定し、どのような河道整備等を行い、どのようにダム等の洪水調節施設で調節し、どのような流量を河道に流下させるか（被告らの準備書面（9）12・13頁）等は、河川の重要度、既往洪水による被害の実態、経済的効果等を総合的に考慮し（被告らの準備書面（2）18頁、同（9）8頁、（15）7頁）、河川審議会（現社会資本整備審議会）の意見を聴きつつ、河川管理者たる国土交通大臣の裁量判断に委ねられているものである（河川法16条2項、平成9年法律第69号改正前河川法16条2項）。

八斗島基準地点における基本高水ピーク流量2万2000立方メートル/秒は、利根川の河川管理者である国土交通大臣（旧建設大臣）が、200分の1確率規模の洪水流量2万1200立方メートル/秒と昭和22年9月のカスリーン台風時の実績降雨から算出された2万2000立方メートル/秒の双方を考慮し（被告らの準備書面（9）7～9頁）、河川審議会の意見を聴いて、昭和55年12月の利根川水系工事実施基本計画（改正前河川法16条）において定められたものである。さらに、平成18年2月に策定された利根川水系河川整備基本方針（河川法16条）においても、社会資本整備審議会の意見を聴いて、同様の基本高水のピーク流量が定められているが、上流ダム等による調節量と河道への配分量には変更があり、河道分担量を5

00立方メートル/秒増やして1万6500立方メートル/秒とし、ダム等の洪水調節施設による調節量を500立方メートル/秒減らして5500立方メートル/秒としている。河道分担量の増加は河道の流下能力の増大によるものであるが、河道整備（河道拡幅、堤高嵩上げなど）には限界があるため（被告らの準備書面（15）9頁）、矢木沢ダム等既設6ダムのほか本件のハッ場ダム等の建設により、1600立方メートル/秒の洪水調節効果を見込み、その余は、河道内調節池の掘削による洪水調節容量（治水容量）の増加や既設ダムの治水・利水容量振り替えによる機能強化を図る等、徹底した既存施設の有効利用を図りながら洪水調節施設の整備をすることとしている（被告らの準備書面（9）12・13頁）。なお、利根川水系の河川整備計画（現行河川法16条の2）は現在国において策定中であるが、ハッ場ダム建設事業は当該計画に位置づけられる予定となっている（被告の準備書面（16）4頁）。

原告らの主張は、洪水防御の目標とする計画規模を最大流量2万2000立方メートル/秒まで設定する必要はなく、より少なく見込むべきであり、そうすればハッ場ダムを建設する必要はないというものであって、要は、国土交通大臣の定める基本高水のピーク流量を国民の生命、身体、財産等に対し非安全側に立って設定すべきであるというものである。このような主張は、善解しても国土交通大臣の裁量判断に対する1つの政策上の提言を出るものではなく、もとよりこのような主張をもって上記した国土交通大臣の利根川水系工事实施基本計画や利根川水系河川整備基本方針の基本高水のピーク流量の設定に関する政策判断が違法となるものではない。しかも、これらの主張は国民の生命、身体、財産等に対し非安全側に立つもので、それらに危険を及ぼす可能性を増大されるという意味でむしろ相当ではないと評し得るものである（被告らの準備書面（16）6・7頁に掲記した河川整備基本方針検討小委員会委員長発言参照）。利根川流域は、首都圏を含む人口、資産等が集中する全国有数の河川流域であり、浸水被害の発生により破壊的被害が

想定されることから、被害回避のため治水安全上想定される計画規模の中で最大値が採用されることが望ましいのである（被告らの準備書面（15）7・8頁）。群馬県にとって、広域的かつ記録的な大雨への備えは必要なのである（同12・13頁）。

また、八ッ場ダムは、吾妻川流域の約半分に当たる708平方キロメートルに降った雨を集めて洪水調節をするもので、洪水調節容量は6500万立方メートル、八斗島地点での洪水調節効果は200分の1の確率規模の降雨量においてピーク流量を平均600立方メートル/秒削減する効果が見込まれている。例えば、利根川堤防に漏水等の被害をもたらした平成13年9月の台風15号は吾妻川流域に多量の雨を降らせたが、八ッ場ダムはこのような事態に対して大きな効果が期待できるのであり（被告らの準備書面（9）14・15頁、同（15）11頁）、また、おおむね200分の1の確率規模の大雨が降った場合の利根川氾濫による洪水氾濫のシミュレーションによると、浸水被害区域は広大であるが、八ッ場ダムの治水効果は利根川で洪水氾濫がおきると浸水する恐れのある区域に広く及ぶものであり、流域の関係都県が受ける治水上の利益は非常に大きいのである（被告らの準備書面（9）17・18頁）。したがって、八斗島基準地点の基本高水のピーク流量の問題のいかんにかかわらず、八ッ場ダムは、治水上関係都県に対し著しい利益をもたらすものである。

②及び③について

②の主張については、被告らの準備書面（9）14・15頁、同（15）11・12頁、同（1）8・9頁、同（2）18・19頁のとおりであり、また、③の主張については、被告らの準備書面（9）11、15・16頁、同（15）8、12頁、同（2）20頁のとおりである。

②、③の主張が失当であることは自明であり、ここであえて再述するまでもないであろう。

ウ 以上のように、原告らの主張する①の事由は1つの政策上の見解しかも相

当性を欠く見解とはいえ、国土交通大臣の裁量判断の適否を左右するものではなく、また、②、③の事由が失当であることは自明であって、もとよりこれらの主張により国土交通大臣の納付の通知が違法無効となるものではない。また、これらの主張は、群馬県に対する不法行為の成否や財産上の損害とも無関係である。

したがって、原告らの主張は、主張自体失当なものでしかない。ちなみに、原告らこの点の主張は、社会資本整備審議会河川分科会に提出された意見と同旨のものであり、このような意見は同分科会で採択されなかったが（被告らの準備書面（16）6頁）、原告らはこれと同じことを本訴において蒸し返しているにすぎないのである。

(2) ハッ場ダムは、群馬県にとって利水上の必要性がない

ア 原告らが、ハッ場ダムは利水上の必要性がないとして挙げる根拠は、次の2点に要約できる（この点の原告らの主張は、訴状12～17頁、準備書面（5）、同（12）のとおりであり、被告らのこれに対する反論は、準備書面（1）9・10頁、12～15頁、同（2）12～17頁、同（10）、同（14）、同（17）、同（18）のとおりである。）。

① ハッ場ダムによる水資源開発は、昭和63年2月に閣議決定された「利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画」（第4次フルプラン）に根拠づけられているが、その都市用水の予測値はロス率や安全率のかさ上げや水増しに基づいたもので、実績値と大きく乖離しており、また、その目標年次は平成12年とされていたにもかかわらず現在に至るまで新規の水資源開発計画（第5次フルプラン）は策定されておらず、その結果、「ハッ場ダムの建設に関する基本計画」による新規の都市用水（利水）の確保に係る計画は行政施策上の根拠を失い、破綻している。

② 群馬県が平成13年（2001年）3月に策定した「21世紀のプラン」は、平成22年（2010年）を目標年次として、水道用水、工業用水の需要の将来予測を行っているが、ハッ場ダム事業への参加の理由とするために、

実績と乖離した過大な水需要予測を行っている。

群馬県内の上水道事業者の平成17年（2005年）度の上水道の1日最大給水量は9.6万立方メートルであるのに対し、群馬県内の上水道事業者が保有する水源は、合計約12.5万立方メートル/日であるため、群馬県内の上水道事業者は近年の1日最大給水量を大きく上回る水源を保有している。

また、県央第二水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業が保有する水源で八ッ場ダムが関係するのは非かんがい期のみである。そして、都市用水に関する非かんがい期の水利権は形式的なものであるから、県央第二水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業が広桃用水転用で取得したかんがい期の水利権に対応する取水を非かんがい期にも行うことは何ら問題がなく、非かんがい期の水利権を八ッ場ダムで取得しようとする事自体無意味である。

したがって、新たに八ッ場ダムに参加して水源を確保する必要性は無い。

イ これらに対する被告らの主張の要旨は、以下のとおりである。

①について

昭和63年2月に閣議決定された第4次フルプランは、平成13年9月及び平成14年12月に改定されており、現在でも有効な計画である。

なお、利根川水系全体での水資源開発は、「利根川及び荒川水系における水資源開発基本計画」（フルプラン）により計画的に行われ、本件の八ッ場ダムもその計画に位置付けられてはいるが、八ッ場ダム建設事業は特定多目的ダム法上の「八ッ場ダムの建設に関する基本計画」等に基づいて行われるものであり、原告らの水資源開発基本計画に関する主張は、本件の八ッ場ダム建設事業実施の適否とは関係がない。

以上の点については、被告らの準備書面（10）6・7頁、同（1）4～6頁のとおりである。

②について

a. 群馬県の上水道事業においては、県内39市町村のうち31市町村が水道

事業を営んでいるが、その水源には、表流水、地下水のほか、群馬県企業局が経営する4つの広域水道用水供給事業からの受水がある。この4つの水道用水供給事業のうち、八ッ場ダムを水源の1つとしているのは、県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業の2つである。前者の県央第二水道用水供給事業は、最大計画給水量14万6000立方メートル/日で、県央地域の6市町村（前橋市、桐生市、伊勢崎市、渋川市、富士見村、玉村町）の水道事業者に対し給水を行っている。その水源は、計画取水量15万9000立方メートル/日のうち、3万立方メートル/日をかんがい期は矢木沢ダム、非かんがい期は奈良俣ダムに、12万9000立方メートル/日をかんがい期は広桃用水転用、非かんがい期は八ッ場ダムに求めている。なお、現在八ッ場ダムにおける参画水量12万9000立方メートル/日のうち4万9000立方メートル/日については、暫定豊水水利権許可を得て給水を行っている。また、後者の東部地域水道用水供給事業においては、最大計画給水量4万750立方メートル/日で、東部地域の7市町村（太田市、館林市、板倉町、明和町、千代田町、大泉町、邑楽町）の水道事業者に対し給水を行っている。その水源は、計画取水量4万4000立方メートル/日の全量をかんがい期は広桃用水転用、非かんがい期は八ッ場ダムに求めている。なお、現在八ッ場ダムにおける参画水量4万4000立方メートル/日のうち3万7000立方メートル/日については、暫定豊水水利権許可を得て給水を行っている。

また、工業用水道事業においては、群馬県企業局が東毛工業用水道事業及び渋川工業用水道事業の2つの事業を行っており、八ッ場ダムを水源の1つとしているのは、前者の東毛工業用水道事業である。

東毛工業用水道事業については、東毛地域の8市町（太田市、館林市、伊勢崎市、大泉町、邑楽町、明和町、板倉町、千代田町）内の88社96工場に対して給水を行っている。その水源は、計画取水量13万8200立方メートル/日のうち、5万2000立方メートル/日を草木ダム（通年）に、

5万6000立方メートル／日をかんがい期は広桃用水転用、非かんがい期は奈良俣ダムに、3万200立方メートル／日をかんがい期は広桃用水転用、非かんがい期は八ッ場ダムに求めている。なお、現在八ッ場ダムにおける参画水量3万200立方メートル／日のうち1万8000立方メートルについては、暫定豊水水利権許可を得て、給水を行っている。

県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業は、各市町村議会及び県議会の同意を得て、昭和53年3月、昭和60年10月にそれぞれの広域的水道整備計画が策定され（水道法5条の2）、これに基づき事業化されたものであるが、同計画における不足する水源については、利根川地表水の開発によって確保をはかる必要から、また、東毛工業用水道事業においては、事業者の事業計画に必要な水量を確保するために、群馬県企業局と事業者が契約を締結し、その水源を確保する必要から、群馬県知事は、昭和60年11月に八ッ場ダム使用权の設定の申請をし、国土交通大臣（旧建設大臣）からの意見照会に対する群馬県知事の同意を経て、昭和61年7月作成の「八ッ場ダム建設に関する基本計画」にダム使用权の設定予定者（上水道用水1日最大取水量26万900立方メートル／日、工業用水1日最大取水量3万200立方メートル／日）として位置付けられたものである。その後、上水道事業においては、近年の水需要の減少に伴い、平成15年11月に八ッ場ダムの使用权の変更を申請し、平成16年9月の八ッ場ダム建設に関する基本計画の第2回変更の際し、水道用水の参画水量を1日最大取水量26万900立方メートルから1日最大取水量17万2800立方メートルに変更した。そして、県央第二水道用水供給事業及び東部地域水道用水供給事業は、17万2800立方メートル／日を水道用水供給事業の水源の一部として確保し、既に暫定豊水水利権8万6000立方メートル／日を取得して利根川から取水し、県央第二地域及び東部地域の水道事業者に水道用水を供給している。また、東毛工業用水道事業は、上記工業用水3万200立方メートル／日のうち、暫定豊水水利権1万8000立方メートル／日を取得して

利根川から取水し、88社96工場に給水している。

以上については、被告らの準備書面(1)12~15頁、同(10)10頁、同(17)3~9頁、被告らの釈明書3頁のとおりである。

原告らの主張は、群馬県全域の水道事業者等の有する全体保有水源から将来の水需要予測値を机上で差引計算して、水源に余裕があるから、八ッ場ダム等の水源開発は必要ないというものであるが、個々の水源開発は、水道用水供給事業者を含めそれぞれの水道事業者が、それぞれの地域に対し給水の責任を負う立場を前提に、地域の特性、人口や経済動向、渇水時への対応、水質事故等非常時の対応のための水源分散化、取水・浄水・導水施設等の効率的な施設整備等の諸要素を総合的に判断し、長期的視野に立って決定しているものであり、そのため、県全体の水源量から水需要量を単純に差し引けば県全体の水源量が上回るのは当然のことであって、原告らの主張は無意味な主張でしかない(被告らの準備書面(17)9頁、同(14)5頁、同(10)8・9頁、同(2)13頁)。

さらに、前述のとおり、八ッ場ダムを水源としている3つの事業はそれぞれ必要不可欠な水源として八ッ場ダムに依存しており、八ッ場ダムから撤退すれば用水供給に重大な支障をきたすことになるものであり、したがって、八ッ場ダムに参加して水源を確保する必要性は無いとの原告らの主張は失当なものでしかない(被告らの準備書面(17)10頁)。

b. また、原告らは、非かんがい期には渇水が問題となることはないことから非かんがい期の水利権は形式的なものであって、県央第二水道用水供給事業、東部地域水道用水供給事業及び東毛工業用水道事業が広桃用水転用により取得したかんがい期の水利権に対応する取水を非かんがい期にも行うことが事実上可能であるから、群馬県が水道用水供給事業及び工業用水道事業の非かんがい期の水利権を八ッ場ダムで取得しようとする事自体無意味であると主張しているが(原告らの準備書面(12)12・13頁)、河川の流水を占有しようとする者は、河川管理者の許可を受けなければならないとされて

おり（河川法23条）、仮に河川の流量が豊富であるとしても、水利権を取得せず勝手に取水することは河川法上許されるものではない（被告らの準備書面（14）7～9頁）。

ウ 以上のように、原告らの利水の必要性に関する主張は机上での差引計算でしかなく、主張自体失当のものであり、もとより重大かつ明白な瑕疵等の事由となるものではない。また、必要性の有無は群馬県に対する不法行為の成否や財産上の損害と無関係である。したがって、原告らの主張は、主張自体失当のものでしかない。

ちなみに、上記主張に関連して、原告らは、平成13年3月に策定した「21世紀のプラン」については実績を無視した過大な水需要予測である、削減する必要のない地下水等を削減したものだ、渇水対策を八ッ場ダムに期待する必要性はない、などと非難しているが、第1点の「21世紀のプラン」における水需要予測については、被告らの準備書面（14）3～5頁に述べたとおりであり、第2点の地下水の揚水規制の必要性については、被告らの準備書面（14）11～13頁、同（10）12～14頁に述べたとおりであり、また、第3点の渇水対策の必要性については、被告らの準備書面（14）15・16頁、同（10）15～18頁に述べたとおりである。

(3) 八ッ場ダムには固有の欠陥があり、また、ダムサイト地盤は脆弱で、地すべりの危険性もあり、ダムの地盤として不適である

ア 原告らが八ッ場ダムには固有の欠陥があり、また、ダムサイト地盤の脆弱性、地すべりの危険性があるとして挙げる根拠は、以下の3点に要約できる（この点についての原告らの主張は、訴状19～22頁、準備書面（7）、同（8）のとおりであり、これらに対する被告らの反論は、準備書面（2）20～23頁、同（11）、同（12）のとおりである。）。

① 吾妻川は、強酸性の河川であり、石灰を投入して水質を中和する工場や中和生成物を沈殿させる品木ダムが作られているが、品木ダムは中和生成物による堆積によりまもなく飽和状態になり、八ッ場ダムが中和生成物沈殿池の

役割を果たすので、その利水及び治水機能は短期に失われる。

- ② ハッ場ダムのダムサイト（兩岸の岩盤）には擾乱帯や熱水変質帯があり、また、岩盤の透水性は高く、広範な高透水ゾーンに遮水剤を注入するなどの対策工事により遮水効果が得られる保障はなく、地盤の脆弱性、危険性を残す欠陥があり、ダム基盤地盤として不適切である。
- ③ ハッ場ダムのダム湖となる吾妻川の兩岸の斜面には地すべりの痕跡があり、これら地すべりの多くはダム湖の貯水で水没ないし半ば水浸することとなり、地すべりの危険性は著しく増大し、通常のダムとしての効果を期待できない。

イ これらに対する被告らの主張の要旨は、以下のとおりである。

①について

品木ダムの貯水池の容量確保は浚渫等により十分可能であり、中和生成物の堆積によりハッ場ダムの機能が短期間で失われることはない。

この点については、被告らの準備書面（２）２０・２１頁、同（１１）４頁のとおりである。

②について

ハッ場ダムは、当初想定していたよりも基礎岩盤が良好であることが判明し、また、熱水変質による強度低下の影響も当初の想定より少ないことが判明し、ダム基礎岩盤の高さを当初の設定より上げる等の変更がなされている。

左岸及び右岸の低角度割れ目は、岩盤を分断してブロック化させるような性状のものではなく、また、ダムの基礎として問題のある断層破碎帯も存在しないが、仮に今後の追加調査により、ダム基礎岩盤としてせん断強度が不足する箇所があったとしても、弱部の除去等を堤体設計に見込むことにより対応可能である。

基礎地盤の遮水性の向上等を目的としたグラウチングについては、「グラウチング技術指針」（平成１５年４月１日付け国土交通省河川局治水課長通知）に基づいてなされるが、改良目標値や改良範囲を設定することにより、

八ッ場ダムの基礎地盤等の遮水性が不足する箇所への対策がはかられる。

一般にダムの地質調査は、計画及び設計段階から工事着手後においても継続的に実施され、調査を重ねることにより、精度の高い地質性状の把握がはかられ、ダムサイト地質に対する評価や設計にはその都度修正が加えられていくものである。

この点については、被告らの準備書面（２）２２・２３頁、同（１１）６～１８頁のとおりである。

③について

八ッ場ダムの貯水池周辺の地すべり対策について、国土交通省は平成８年度から平成１２年度までの間旧建設省関東地方建設局に設けられた「八ッ場ダム貯水池周辺地盤安定検討委員会」の意見を踏まえつつ、計画案を作成しているが、原告らの指摘は、ほとんど同検討委員会の検討過程で作成された報告書等の留意事項とされたものからの引用にすぎない。地すべり調査は、貯水池の試験湛水が終了するまで継続的に行われるのが一般であり、八ッ場ダムにおいても、今後も実施される地すべり調査や設計作業により精度向上が図られ、試験湛水にあたり貯水池周辺全域の斜面を対象とした再検討も予定され、貯水池周辺の地すべりに対する評価や対策等の修正が図られて行くものであり、検討過程の一断面をとらえて八ッ場ダムが欠陥ダムのような主張をするのはきわめて不適切である。

なお、原告らは、川原畑地区二社平、川原畑地区勝沼（上流側と下流側の２つのブロック）、横壁地区西久保、横壁地区小倉、横壁地区白岩沢の地すべりの危険性等に触れているが、地すべりの考え難い地域（横壁地区西久保）や地すべり対策が既に実施されている地区（横壁地区小倉）があるほか、仮に新たに今後地すべり対策等が必要になったとしても、技術的に十分対応可能である。

この点については、被告らの準備書面（１２）のとおりである。

ウ 原告らの主張は、ダム建設に伴う技術上の問題にとどまり、技術的に解決

し得るものでしかなく、その意味で本訴請求の違法事由の主張としては主張自体失当のものである。また、これらの主張は根拠がなく、善解しても原告らの杞憂を出るものではなく、根拠のない主張である。

(4) ハッ場ダムは環境を破壊する

ア 原告らが、ハッ場ダムの建設は環境を破壊するとして挙げる根拠は、環境影響評価が不十分である、水没住民の代替地への移転や生活再建が困難である、川原湯温泉の魅力は失われダム湖も観光資源にはならない、生物の多様性に関する条約、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に反する、景観がそこなわれる、ダム湖はプランクトンの増殖等で環境上も無惨なものになる、というものである（原告らの準備書面（9））。

イ このような主張は、その主張自体から明かなとおり、水没住民等の利害に関わるものではあっても、群馬県の財務事項とは無関係の主張であり、群馬県に対する不法行為の成否や財産的損害とも全く無関係であって、4号義務付け請求及び1号差止請求の主張としては、無意味で主張自体失当のものでしかない。

なお念のため、被告らは原告らの上記主張に対し反論しているが、その内容は、被告らの準備書面（13）のとおりである。

(5) 原告らが掲げる法条について

原告らは、上記ハッ場ダム建設事業に存するという上記違法事由の主張に関連して、違反であるという法条も挙げており、列挙すると、地方財政法4条1項、3条2項、8条（これはダム使用权の設定申請を取下げないという点についてのもの）、地方公営企業法17条の2第2項、行政機関が行う政策の評価に関する法律（政策評価法）3条1項であり、また、地方財政法25条3項をも挙げるに至っている。

しかし、上記したとおり、原告らの主張するハッ場ダム建設事業に存するという4つの違法事由なるものは、善解しても政策論争でしかなく、違法事由の主張としての体をなしていないのであって、本件での群馬県知事や群馬

県企業管理者（各専決権者を含む。）の財務会計行為（公金の支出）の違法事由の主張としては主張自体失当のものである。そのため、このような法条の列挙はこじつけを出るものではなく、無意味なものでしかない。

被告らは、念のためこれらの法条についても説明しているが、これらについては、被告らの準備書面（５）２１～２７頁、同（７）１２～１４頁、同（８）１３頁、被告らの文書送付囑託申立補充書に対する意見書５・６頁のとおりである。

なお、若干付言すると、政策評価法３条１項は宣言的規定にとどまるものであり、また、地方財政法２５条３項は、地方公共団体の負担金を違法に他の用途に使用する等国が法令の定めるところに従って使用しなかったときに、その部分につき当該負担金の全部又は一部を支出せず又はその返還を請求することができるとするものであるが（石原信雄外「新版地方財政法逐条解説」２１４頁以下、乙２３７号証）、本件の納付の通知に係る負担金は、前述したように法令に定めるところに従って、八ッ場ダム建設のために使用されるものであり、それ以外のものに使用されるものではないから、地方財政法２５条３項は本件とは関係がない。地方財政法２５条３項は、国土交通大臣の納付の通知のような国の地方公共団体に対する公定力のある行為について、それに重大かつ明白な瑕疵がないにもかかわらず、地方公共団体の一方的判断でその公定力を無視して従わないことができるなどという行政秩序を無視したおかしなことを規定したのではない。

（６）その他

本件で原告らは、ダム使用权設定申請を取下げる義務の不行使の違法確認を求めているが、不適法な訴えであることは自明であるため（答弁書２・３頁、被告らの準備書面（７）３～５頁）、ここでは言及しない。

第５ まとめ

以上のとおり、原告らの主張が失当であることは自明であり、すみやかに本訴

請求は棄却されるべきである。

以 上